

報告事項

西松浦地区合併協議会規約に係る協議書

有田町長、西有田町長（以下「2町の長」という。）は、西松浦地区合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する2町の長が定める事項について、下記のとおり協議し、確認する。

記

1 協議して定めるべき事項

	規約の条項	内 容
①	第6条第1項	会長及び副会長の選任
②	第7条第1項第3号	委員のうち2町の長がそれぞれ指名した学識経験を有する者8人以内の選任
③	第7条第1項第4号	委員のうち2町の長が協議して定めた学識経験を有する者1人の選任
④	第12条第2項	事務局の事務に従事する職員の任命
⑤	第14条	2町の監査委員各1人の委嘱

2 協議して定めた事項

①会長及び副会長の選任

- (1) 会長は、岩永正太を選任する。
- (2) 副会長は、篠原啓一郎を選任する。

②委員のうち2町の長がそれぞれ指名した学識経験を有する者8人以内の選任次に掲げる者を選任する。

有田町	西有田町
立 林 幸 一	前 田 義 弘
川 内 雅 博	嘉 村 泰 幸
今 村 安伊子	久 保 田 勉
南 孝 典	佐 藤 利 枝

③委員のうち2町の長が協議して定めた学識経験を有する者1人の選任次に掲げる者を選任する。

黒岩春地（佐賀県総務部市町村課長）

④事務局の事務に従事する職員の任命

次に掲げる者を任命する。

	有田町	西有田町	佐賀県
事務局長	—	福 島 清 人	—
参 事	—	—	井 上 洋
事務局次長	大 串 学	—	—
事務局員	仁 戸 田 将 英	川 久 保 常 徳	—
	田 中 祐 輔	千 代 田 一 茂	—

なお、佐賀県からの派遣職員1名は、事務局の参事とする。

⑤2町の監査委員各1人の委嘱

次に掲げる者を選任する。

<変更箇所>

有田町	西有田町		有田町	西有田町
田 代 忠 恭	江 口 保 彦	➡	前 田 十 四 十	江 口 保 彦

⑥会議の公開について

第1回協議会においては、会議運営規程が承認されるまでの会議を公開する。